

証券コード 338A
2025年3月13日

株 主 各 位

東京都中央区銀座八丁目17番5号
株式会社ZenmuTech
代表取締役社長CEO 田口 善一

第11期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社 第11期 定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年3月27日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2025年3月28日（金曜日）午後3時（受付開始 午後2時30分） |
| 2. 場 所 | 東京都港区東新橋1-1-21 今朝ビル5階 汐留ビジネスフォーラム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 第11期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 議 案 | 取締役6名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://zenmutech.com/>）に掲載させていただきます。

◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱いいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	たぐち よしかず 田口 善一 (1961年5月28日)	1984年4月 株式会社SRA 入社 1994年5月 日本オラクル株式会社 入社 2000年9月 株式会社エコス 入社 2002年4月 株式会社サン・ジャパン 入社 2004年4月 有限会社Win4（現 株式会社Win4）設立 代表取締役 (現任) 2004年6月 Harness有限責任事業組合（現 株式会社Harness LLP） 設立 組合長 2014年3月 株式会社シンクライアント・ソリューション総合 研究所（現 当社） 設立 代表取締役社長 2019年4月 当社 取締役副会長 2019年9月 当社 取締役社長 2021年4月 当社 代表取締役社長CEO（現任）	70,800株
	【取締役候補者とした理由】 田口善一氏は、2014年の当社設立以来、強いリーダーシップで当社を牽引し、持続的な成長に貢献いたしました。その実績と経験を活かし、引き続き事業拡大・企業価値を向上していくことができると期待し取締役候補者としていたしました。		
2	くにい しんべい 國井 晋平 (1960年2月7日)	1983年4月 株式会社東芝 入社 2009年10月 同社 台湾東芝国際調達社 副社長兼台湾開発セ ンター長 2016年4月 Pegatron Corporation 入社 2017年10月 当社 入社 2018年5月 当社 取締役 研究開発本部長 2019年3月 当社 代表取締役社長 2019年9月 当社 取締役 CTO 兼 研究開発本部長 2020年3月 当社 専務取締役 CTO兼CWO（現任）	1,400株
	【取締役候補者とした理由】 國井晋平氏は、技術開発及び特許戦略を推進し、当社製品の市場優位性の確立に貢献しております。その実績と経験を活かし、引き続き事業拡大・企業価値を向上していくことができると期待し取締役候補者としていたしました。		
3	さかい しげき 酒井 茂輝 (1982年12月13日)	2008年4月 SUS株式会社 入社 2017年3月 当社 入社 2020年1月 当社 管理本部 Manager 2020年6月 当社 取締役 CFO（現任）	1,200株
	【取締役候補者とした理由】 酒井茂輝氏は、管理部門の構築に尽力し、財務・人事・法務・リスクマネジメントなど管理部門全般における経験及び知見を有しております。その実績と経験を活かし、引き続き事業拡大・企業価値を向上していくことができると期待し取締役候補者としていたしました。		
4	あべ やすひさ 阿部 泰久 (1971年10月16日)	1996年9月 日本オラクル株式会社 入社 2008年3月 SAPジャパン株式会社 入社 2011年12月 アマゾンウェブサービスジャパン株式会社（現ア マゾンウェブサービスジャパン合同会社）入社 2022年2月 当社 入社 執行役員 CMO 2022年5月 当社 取締役 CMO（現任）	3,800株
	【取締役候補者とした理由】 阿部泰久氏は、営業部門を統括し、販売パートナー及びアライアンスパートナーとの関係強化、販路拡大に貢献しております。その実績と経験を活かし、引き続き事業拡大・企業価値を向上していくことができると期待し取締役候補者としていたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数		
5	しらかわ あきら 白川 彰朗 (1955年11月27日)	1981年11月 日本合同ファイナンス株式会社（現株式会社ジャフコ） 入社	—		
		1996年 4 月 株式会社アーバンコーポレイション取締役			
		1998年 2 月 株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト 設立 代表取締役（現任）			
		2000年 5 月 つばさハンズオンキャピタル株式会社設立 代 表取締役			
		2006年 3 月 株式会社キャンパス 監査役			
		2006年10月 エス・アイ・ピー株式会社 取締役			
		2012年 6 月 株式会社ウィルグループ 取締役			
		2015年 4 月 日本経済大学大学院生態会計研究所特任教授 （現任）			
		2016年 1 月 株式会社ママスクエア 社外監査役			
		2016年 9 月 株式会社キャンパス 取締役監査等委員（独立 役員）（現任）			
		2017年 8 月 株式会社ママスクエア 取締役			
		2021年 3 月 当社 社外取締役（現任）			
		2022年 3 月 エス・アイ・ピー株式会社 顧問（現任）			
		2024年10月 クオン株式会社 取締役（現任）			
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 白川彰朗氏は、企業経営の豊富な経験と高度で幅広い専門知識を有しており、独立した立場から業務の執行について有用な助言を受けるとともに適切な監督機能を果たし、社外取締役の職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。				
6	たかなぎ ふみこ 高柳 文子 (1976年5月21日)	1999年 4 月 東京海上火災保険株式会社 入社	—		
		2007年12月 有限責任あずさ監査法人入所			
		2011年 9 月 公認会計士登録			
		2015年 1 月 高柳文子公認会計士事務所 設立 所長（現 任）			
		2016年 3 月 税理士登録			
		2016年 3 月 高柳文子税理士事務所 設立 所長（現任）			
		2017年 7 月 税理士法人エスネットワークス入社			
		2017年 9 月 宝印刷株式会社 顧問（現任）			
		2019年 3 月 株式会社アクティブ アンド カンパニー 常勤 監査役（現任）			
		2024年 8 月 当社 社外取締役（現任）			
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高柳文子氏は、公認会計士としての専門性と会計監査の豊富な実務経験を有しており、独立した立場から業務の執行について有用な助言を受けるとともに適切な監督機能を果たし、社外取締役の職務を遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 白川彰朗氏及び高柳文子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 白川彰朗氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 高柳文子氏は、現在当社の社外取締役であり、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8ヶ月となります。
5. 当社は、白川彰朗氏及び高柳文子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、両氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、白川彰朗氏及び高柳文子氏が選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。

以上

(提供書面)

事 業 報 告
(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度(2024年1月1日～2024年12月31日)における我が国経済は、日経平均株価が34年振りに更新されたことや日本銀行のゼロ金利政策の解除により、経済・社会活動は緩やかに回復基調となりました。また企業の賃上げ率も高水準となり、デフレ基調を脱してインフレ経済への転換期を迎えております。一方で、地政学的リスクの高まりによるエネルギー資源や原材料価格の高騰等に伴う物価上昇、日米金利差による日本経済や株価の多面的な影響など、依然として先行きは不透明な状況にあります。

当社が属する情報セキュリティ産業におきましては、サイバー攻撃の高度化とデータ漏洩事件の増加により企業に対してセキュリティ対策の強化が一層重要なものとなっており、被害の復旧には膨大な時間と費用がかかることから、データ保護を含めたリスクアセスメントを行い、セキュリティ対策を重視したソリューションを導入する企業が増加傾向にあります。

このような環境のもと、当社の主要な技術である、情報を暗号化して複数に分割管理することで、それぞれのデータを無意味化し、情報の安全を守る秘密分散ソリューション「ZENMUシリーズ」は、エンドポイントセキュリティとして従業員のリモートワークなどの多様な働き方を重視し、情報漏洩等のセキュリティインシデントの抑制及び発生時のリスクを減少したい企業への導入が増加しております。

当社の主力ソリューションであるZEE(ZENMU Virtual Drive Enterprise Edition)は、情報セキュリティ対策のための導入コストを低減できるとともに、通信環境にも影響されづらい利点があり、差別化を図る営業戦略を促進したことにより、堅調に売上が伸長し、当事業年度末時点において100,000ライセンスを超える導入数となっております。

また、当社の秘密分散技術をソフトウェア開発キット「ZENMU Engine」として提供しており、顧客に対して自社製品を組み込むソリューションの提案を進めることで、秘密分散技術の適用領域を広げ、さらなる業容拡大を目指しております。

さらに、国立研究開発法人産業技術総合研究所との連携により、情報を秘匿しつつ利活用することのできる「秘密計算技術」の秘密計算ソリューション「QueryAhead」の研究開発を引き続き取り組んでまいりました。当該研究成果を材料開発や製造業への具体的な適用検討に向けて大手シンクタンクと連携して早期実用化に向けた検証を進めております。

以上の結果、当事業年度の売上高は648,942千円(前期比47.2%増)、営業利益は76,528千円(前期比62.9%増)、経常利益は84,155千円(前期比47.8%増)、当期純利益は78,513千円(前期比7.7%増)となりました。

事業別売上高

事業区分	第10期 (2023年12月期) (前事業年度)		第11期 (2024年12月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
秘密分散ビジネス	376,727千円	85.5%	511,858千円	78.9%	135,130千円	35.9%
秘密計算ビジネス	50,280	11.4	120,000	18.5	69,720	138.7
その他	13,783	3.1	17,083	2.6	3,299	23.9
合 計	440,791	100.0	648,942	100.0	208,150	47.2

② 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資等の総額は22,142千円であり、その主な内容は、販売用ソフトウェアのバージョンアップに伴う開発等に係るものであります。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、第1回及び第2回新株予約権の行使により、2,500千円の調達を実施いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はございません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はございません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はございません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2021年12月期)	第9期 (2022年12月期)	第10期 (2023年12月期)	第11期 (当事業年度) (2024年12月期)
売上高(千円)	208,962	232,282	440,791	648,942
経常利益又は経常損失(△)(千円)	△49,996	△113,429	56,937	84,155
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△50,176	△115,236	72,889	78,513
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△52.23	△117.88	74.09	73.77
総資産(千円)	217,533	128,998	577,361	656,988
純資産(千円)	△40,420	△155,657	156,809	237,823
1株当たり純資産(円)	△859.88	△977.76	△563.20	216.77

(注) 当社は、2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

(4) 対処すべき課題

① 販売代理店戦略による秘密分散ソリューションの拡販

官公庁や地方自治体、個人・小規模事業者など、新型コロナウイルス感染症の流行を背景にリモートワークの導入又は拡大を検討する企業からの需要は持続するものと考え、販売代理店に対してインセンティブ等の販売動機を向上させる販売強化策を図るとともに、「ZENMU Engine」を用いたソリューションによる顧客ソリューションの付加価値向上、差別化を提案し新たなアライアンスパートナーの拡大に努める予定です。

② 秘密計算を主軸とした新規事業の開拓

当社が研究開発を行っている秘密計算データベースプラットフォーム「QueryAhead」の事業化を進め、将来の収益の柱となる新規事業を開拓することで、事業領域の拡大を目指します。情報セキュリティ市場は海外のシェアが大きいと見据え、今後は米国等への海外展開も見据え、事業化へ向けて積極的な投資を行ってまいります。

③ サービスの継続的な維持・向上

当社のサービスはインターネットに依存して提供されている状況にあり、顧客に安定的なサービスを提供するためにパフォーマンスを維持・向上することが、CX（カスタマーエクスペリエンス）を高めるためにも重要であることを認識しております。また、顧客のニーズに即時に対応できるよう技術開発を進めるとともに、適切なサポート人員を確保することによりカスタマーサービスを充実させ、品質を管理する体

制を構築してまいります。

④ 秘密分散ソリューション及び秘密計算の事業化による収益基盤、財務基盤の強化

当社は、秘密分散ソリューション「ZENMUシリーズ」のサブスクリプション契約の継続を堅調に推移させることで、ストック型収益を向上させる一方で、パーペチュアルライセンス、使用権の販売によるフロー型収益により財務基盤を支える事業活動を行っておりますが、さらに、当社技術（「ZENMU Engine」等）を組み込んだOEM製品の市場投入増大を目指した活動を行ってまいります。また、現在の収益は秘密分散ソリューションの比率が高い状況となっておりますので、秘密計算ソリューションの早期事業化・事業拡大を図り、秘密計算事業による収益比率を上げることによって収益基盤を強化してまいります。

⑤ 優秀な人材の確保・育成

技術革新が続く情報セキュリティ業界において、当社が継続的に成長していくためには高い専門性を持った優秀な人材の確保と教育が重要な課題であると認識しております。そのため、従業員が能力を最大限発揮できる体制を構築し、社内におけるノウハウの共有や教育訓練等を実施し、優秀な技術者と営業担当者の育成に努めてまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。そのために必要な組織体制の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するため、より強固な内部管理体制の構築に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
秘密分散ビジネス	情報漏洩対策ソフトウェア「ZENMU Virtual Drive」の提供 秘密分散ソフトウェア開発キット「ZENMU Engine」におけるOEM商品開発の技術提供
秘密計算ビジネス	秘密計算ソフトウェア「QueryAhead」における受託開発・コンサルティング及びライセンス提供
その他	シンククライアント用 Windows Embedded OSのカスタマイズ及びシンククライアント基盤最適化コンサルティング

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

本 社	東京都中央区銀座八丁目17番5号
-----	------------------

(7) 使用人の状況（2024年12月31日現在）

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
34名 (一)	11名増 (一)

(注) 1. 使用人数は就業人員（正社員）であり、パート、契約社員及び人材会社からの派遣社員は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 当社は情報セキュリティ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(8) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社日本政策金融公庫	112,000千円
株式会社りそな銀行	18,359千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より2025年2月21日に上場承認を受け、2025年3月27日付で東京証券取引所グロース市場に新規上場する予定です。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 4,251,200株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,072,800株 |
| (3) 株主数 | 66名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
岡積 正夫	145,400株	13.55%
セグエグループ株式会社	119,800	11.17
田口 善一	70,800	6.60
四国電力株式会社	65,200	6.08
株式会社Win4	63,600	5.93
株式会社テクノスジャパン	61,600	5.74
TNPスレッズオブライイト投資事業有限責任組合	53,400	4.98
松倉 泉	44,000	4.10
北陸電力ビジネス・インベストメント合同会社	43,800	4.08
ミツイワ株式会社	40,000	3.73

（注）自己株式は保有しておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

- (6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行うとともに、100株を1単位とする単元株制度を採用いたしました。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第 4－2 回新株予約権	第 4－3 回新株予約権		
発行決議日		2017年 5 月30日	2017年 5 月30日		
新株予約権の数		5 個	30個		
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株式の種類と数（注） 1		普通株式1, 000株 （新株予約権 1 個につき200株）	普通株式6, 000株 （新株予約権 1 個につき200株）		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注） 1		新株予約権 1 個当たり500, 000円 （ 1 株当たり2, 500円）	新株予約権 1 個当たり500, 000円 （ 1 株当たり2, 500円）		
権利行使期間		2019年 5 月31日から 2027年 5 月30日まで	2019年 5 月31日から 2027年 5 月30日まで		
行使の条件		（注） 2	（注） 2		
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数	5 個	新株予約権の数	30個
		目的となる株式数	1, 000株	目的となる株式数	6, 000株
		保有者数	1 名	保有者数	1 名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
	監 査 役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名

名称		第9回新株予約権	第9-3回新株予約権		
発行決議日		2021年3月30日	2021年3月30日		
新株予約権の数		75個	84個		
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式15,000株 （新株予約権1個につき200株）	普通株式16,800株 （新株予約権1個につき200株）		
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり609,792円 （1株当たり3,049円）	新株予約権1個当たり609,792円 （1株当たり3,049円）		
権利行使期間		2023年4月1日から 2031年3月31日まで	2024年3月30日から 2032年3月29日まで		
行使の条件		（注）2	（注）2		
役員 の 保 有 状 況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数	35個	新株予約権の数	84個
		目的となる株式数	7,000株	目的となる株式数	16,800株
		保有者数	2名	保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	一株
		保有者数	1名	保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	一株
		保有者数	1名	保有者数	一名

名称		第11回新株予約権		第11-3回新株予約権	
発行決議日		2022年3月30日		2022年3月30日	
新株予約権の数		50個		6個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式10,000株 （新株予約権1個につき200株）		普通株式1,200株 （新株予約権1個につき200株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり609,792円 （1株当たり3,049円）		新株予約権1個当たり609,792円 （1株当たり3,049円）	
権利行使期間		2024年7月1日から 2032年6月30日まで		2025年3月15日から 2033年3月14日まで	
行使の条件		（注）2		（注）2	
役員 の 保 有 状 況	取締役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数	30個	新株予約権の数	6個
		目的となる株式数	6,000株	目的となる株式数	1,200株
		保有者数	1名	保有者数	3名
	社外取締役	新株予約権の数	一個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	一株	目的となる株式数	一株
		保有者数	一名	保有者数	一名
	監査役	新株予約権の数	20個	新株予約権の数	一個
		目的となる株式数	4,000株	目的となる株式数	一株
		保有者数	1名	保有者数	一名

名 称		第14回新株予約権
発行決議日		2024年3月28日
新株予約権の数		34個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式6,800株 （新株予約権1個につき200株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり550,000円 （1株当たり2,750円）
権利行使期間		2026年3月29日から 2034年3月28日まで
行使の条件		（注）2
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 （社外取締役を除く）	新株予約権の数 34個
		目的となる株式数 6,800株
		保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名

（注）1. 2024年11月1日付で1株を200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 権利者は、本新株予約権を行使するにあたり、次の条件を満たすことを要します。

（1）権利行使の時点においても、当会社又は当会社の関連会社の取締役、監査役もしくは、従業員、顧問、その他これに準ずる地位にあること。

（2）下記「新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないこと。

「新株予約権の取得条項」

次の各号のいずれかに該当した場合には、当会社は、当会社の取締役会が定める取得日において、権利者の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、当会社の取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

① 次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合には、当該議案について取締役会が決議した場合）。

i. 当社が消滅会社となる合併の議案

ii. 当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割の議案

iii. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の議案

iv. 株主総会の決議により特定の種類株式の全部が取得できる旨の定款変更の議案

② 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。

③ 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合。ただし、本条に基づき取得することができる新株予約権は、当該放棄した新株予約権に限る。

④ 本新株予約権の割当を受けた者に不正行為、職務上の義務違反又は懈怠があった場合。

⑤ 本新株予約権の割当を受けた者が当会社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、また損害が軽微であると当会社の取締役会が認めた場合を除く。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第14回新株予約権	
発行決議日		2024年3月28日	
新株予約権の数		15個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1		普通株式3,000株 （新株予約権1個につき200株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引き換えに払い込みは要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）1		新株予約権1個当たり550,000円 （1株あたり2,750円）	
権利行使期間		2026年3月29日から 2034年3月28日まで	
行使の条件		（注）2	
使用人等への 交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数	15個
		目的となる株式数	3,000株
		交付者数	4名

（注）1. 2024年11月1日付で1株を200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価格」が調整されております。

2. 権利者は、本新株予約権を行使するにあたり、次の条件を満たすことを要します。

(1) 権利行使の時点においても、当会社又は当会社の関連会社の取締役、監査役もしくは、従業員、顧問、その他これに準ずる地位にあること。

(2) 下記「新株予約権の取得条項」記載の取得事由が生じていないこと。

「新株予約権の取得条項」

次の各号のいずれかに該当した場合には、当会社は、当会社の取締役会が定める取得日において、権利者の新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、一部を取得する場合は、当会社の取締役会の決議により取得する新株予約権を決定するものとする。

① 次の各号に定める議案が、当社の株主総会において決議された場合（株主総会決議を要しない場合には、当該議案について取締役会が決議した場合）。

i. 当社が消滅会社となる合併の議案

ii. 当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割の議案

iii. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転の議案

iv. 株主総会の決議により特定の種類株式の全部が取得できる旨の定款変更の議案

② 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合。

③ 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の全部もしくは一部を放棄した場合。ただし、本条に基づき取得することができる新株予約権は、当該放棄した新株予約権に限る。

④ 本新株予約権の割当を受けた者に不正行為、職務上の義務違反又は懈怠があった場合。

⑤ 本新株予約権の割当を受けた者が当会社に損害を与えた場合。但し、正当な事由があり、また損害が軽微であると当会社の取締役会が認めた場合を除く。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長CEO	田口 善一	
専務取締役CTO兼CWO	國井 晋平	技術開発部長
取締役CFO	酒井 茂輝	管理部長
取締役CMO	阿部 泰久	営業推進部長
取締役	白川 彰朗	株式会社インテリジェント・キャピタルゲイト 代表取締役 株式会社キャンパス 取締役監査等委員 クオン株式会社 取締役
取締役	高柳 文子	高柳文子税理士事務所 所長 高柳文子公認会計士事務所 所長
常勤監査役	佐藤 哲平	
監査役	樽本 哲	インテアス法律事務所 代表弁護士
監査役	轟 芳英	轟公認会計士事務所 代表 株式会社 i s p a c e 社外監査役

- (注) 1. 取締役白川彰朗氏及び取締役高柳文子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役樽本哲氏及び監査役轟芳英氏は、社外監査役であります。
3. 監査役樽本哲氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役轟芳英氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 2024年8月1日開催の臨時株主総会において、高柳文子氏が社外取締役に選任されました。
6. 2024年11月20日開催の臨時株主総会において、轟芳英氏が社外監査役に選任され、就任いたしました。
7. 当時事業年度中に退任した取締役及び監査役は、以下の通りです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
呉 雅俊	2024年10月16日	任期満了	社外取締役 株式会社TNPパートナーズ 代表取締役社長
池田 聖	2024年10月16日	任期満了	社外監査役 セグエグループ株式会社 経営管理部経営企画グループ マネージャー
奥村 眞吾	2024年11月20日	辞任	社外監査役 税理士法人奥村会計事務所 代表社員

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

なお、任期満了により退任いたしました取締役呉雅俊及び監査役池田聖、辞任により退任いたしました監査役奥村眞吾とも責任限定契約を締結しておりました。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

該当事項はございません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、会社業績、各取締役の役割、責務及び貢献度等を総合的に勘案して、取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務分担等を勘案して、監査役会の決議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の第8期定時株主総会において年額1億5,000万円以内と決議（当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名）しております。

監査役の金銭報酬の額は、2022年3月30日開催の定時株主総会において年額2,400万円以内と決議（当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名）しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	48,400千円 (3,400)	48,400千円 (3,400)	—	—	6名 (2)
監査役 （うち社外監査役）	9,800千円 (5,000)	9,800千円 (5,000)	—	—	4 (3)
合 計 （うち社外役員）	58,200千円 (8,400)	58,200千円 (8,400)	—	—	10 (5)

（注）1．上表には、無報酬の社外取締役1名及び社外監査役1名は含まれておりません。

2．上表には、2024年11月20日付で退任した監査役1名（うち社外監査役1名）を含んでおります。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はございません。

⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はございません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役白川彰朗氏、取締役高柳文子氏、監査役樽本哲氏及び監査役轟芳英氏は、「4. (1) 取締役及び監査役の状況」の通り兼職がございますが、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
取締役 白川 彰朗	当事業年度に開催された取締役会20回の全てに出席いたしました。 企業経営に携わった豊富な経験による専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 高柳 文子	2024年8月1日就任以降、当事業年度に開催された取締役会9回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 呉 雅俊	当事業年度において、2024年10月16日の任期満了までに開催された取締役会15回のうち15回に出席しました。 企業経営に携わった豊富な経験による専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 樽本 哲	当事業年度に開催された取締役会20回及び監査役会17回の全てに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。

監査役 轟 芳英	2024年11月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会 2 回及び監査役会 2 回の全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。
監査役 池田 聖	当事業年度において、2024年10月16日の任期満了までに開催された取締役会15回のうち15回及び監査役会12回のうち11回の全てに出席しました。 事業運営の専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。
監査役 奥村 眞吾	当事業年度において、2024年11月20日の辞任までに開催された取締役会18回のうち17回及び監査役会16回のうち14回の全てに出席しました。 税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制及び内部統制について発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて検証を行った結果、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。

- (ii) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - (iii) コンプライアンスの状況は、リスク・コンプライアンス委員会等を通じて取締役及び監査役に対し報告を行う。各部長は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。
 - (iv) 内部監査業務の担当者は、代表取締役の命により内部監査担当者が担当し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査役に報告する。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、内部通報制度規程、ハラスメントの防止に関する規程等に従って対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書保管管理規程」に基づき、適切に保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 取締役会は、コンプライアンス、個人情報、品質、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
 - (ii) リスク情報等についてはリスク・コンプライアンス委員会等を通じて各部長より取締役及び監査役に対し報告を行う。個別のリスクに対しては、それぞれの担当部署にて、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は内部監査担当者が行うものとする。
 - (iii) 不測の事態が発生した場合には、社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (iv) 内部監査担当者は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - (ii) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
 - (iii) 予算に基づき、予算期間における計数的目標を明示し、目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成を図る。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効に行われるような体制を構築し、整備、運用及び評価を行うものとします。
- ⑥ 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制
- (i) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする。
 - (ii) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (iii) 監査役は、管理部の取締役及び使用人に監査業務に必要な事項を指示することができる。指示を受けた取締役及び使用人はその指示に関して、取締役、部長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (iv) 監査役は、内部監査担当者と連携を図り情報交換を行い、必要に応じて内部監査に立ち会うものとする。

- (v) 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時法律事務所等に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査法人に意見を求めるなど必要な連携を図ることとする。
- (vi) 取締役及び使用人が監査役に報告を行った場合には、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (vii) 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑦ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (i) 反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、これを各種社内規程等に明文化する。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (ii) 管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理・蓄積等を行う。また、取締役および使用人が基本方針を遵守するよう教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。
- (iii) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることを確保するための体制
当事業年度において取締役会は20回開催され、取締役及び監査役の出席のもとで、報告及び議案の決議が行われております。当社の取締役会は取締役6名で構成されており、事前に資料を共有し、取締役会における審議時間を確保し活発な議論が行われております。

② 監査役の監査体制

監査役は、定例監査役会を月1回、臨時監査役会を必要に応じて開催しており、当事業年度につきましては、17回開催いたしました。また常勤監査役は経営会議に出席し、取締役の職務執行について監査するとともに、内部監査担当者との情報交換を行い、監査の実効性の向上に努めております。

③ リスク管理及びコンプライアンス管理体制

当事業年度において、リスク・コンプライアンス委員会を3回開催し、リスク管理の状況や管理体制、コンプライアンス違反の有無をモニタリングしております。また内部通報制度規程に基づき、法令違反の未然防止と早期発見を図るため、内部通報窓口を設置しております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、期末配当の基準日を毎年12月31日、中間配当の基準日を毎年6月30日としており、配当の決定機関はいずれも取締役会であります。

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営上の重要課題と認識しており、財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況を勘案し、利益還元を決定していく所存であります。

当事業年度においては、財務基盤の強化とより一層の事業拡大を図ることが株主に対する最大の利益還元と考え、内部留保資金に充当するとともに、持続的な事業拡大を目指していくための研究開発などに投資していく方針であります。

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	603,567	流動負債	407,970
現金及び預金	507,266	1年内返済予定の長期借入金	119,164
売掛金	74,558	未払金	7,364
仕掛品	2,288	未払費用	21,334
前払金	738	未払法人税等	12,509
前払費用	8,743	未払消費税等	18,772
その他	9,972	契約負債	205,952
固定資産	53,421	賞与引当金	15,195
有形固定資産	2,264	その他	7,678
建物	146	固定負債	11,195
工具、器具及び備品	2,100	長期借入金	11,195
無形固定資産	20,264		
ソフトウェア	11,767	負債合計	419,165
ソフトウェア仮勘定	8,497	(純資産の部)	
投資その他の資産	30,909	株主資本	232,545
繰延税金資産	29,081	資本金	219,650
その他	1,828	資本剰余金	387,295
		資本準備金	117,150
		その他資本剰余金	270,145
		利益剰余金	△374,399
		その他利益剰余金	△374,399
		繰越利益剰余金	△374,399
		新株予約権	5,277
		純資産合計	237,823
資産合計	656,988	負債・純資産合計	656,988

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		648,942
売上原価		60,070
売上総利益		588,871
販売費及び一般管理費		512,343
営業利益		76,528
営業外収益		
受取利息	34	
補助金収入	10,408	
その他	10	10,454
営業外費用		
支払利息	827	
上場関連費用	2,000	2,827
経常利益		84,155
税引前当期純利益		84,155
法人税、住民税及び事業税	11,594	
法人税等調整額	△5,953	5,641
当期純利益		78,513

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	217, 150	117, 150	270, 145	387, 295	△452, 912	△452, 912	151, 532	5, 277	156, 809
当期変動額									
新株の発行	2, 500						2, 500		2, 500
当期純利益					78, 513	78, 513	78, 513		78, 513
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額 （ 純 額）									—
当期変動額合計	2, 500	—	—	—	78, 513	78, 513	81, 013	—	81, 013
当期末残高	219, 650	117, 150	270, 145	387, 295	△374, 399	△374, 399	232, 545	5, 277	237, 823

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間（3年以内）に基づく均等配分を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主にソフトウェア販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識する契約と、顧客との契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識するサブスクリプション契約があります。

保守サービスに係る収益は、主に製品の保守であり、顧客との保守契約に基づいて保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該保守契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

当社が代理人として商品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 29,081千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。また、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」第16項から第32項の要件に基づき企業を分類し、当該分類に応じて回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を決定しております。将来の収益力に基づく課税所得の見積りは中期経営計画を基礎としてお

り、主な仮定は、策定時に入手可能な受注見込に基づく売上高予測であります。中期経営計画の前提条件の変更及び経営環境等の変化などによって影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 8,422千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の数に関する事項

普通株式 1,072,800株

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 83,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	2,360千円
未払事業税	1,938
税務上の繰越欠損金	341,301
賞与引当金	5,364
その他	279

繰延税金資産小計 351,244

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 △320,970

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 △1,192

評価性引当額小計 △322,163

繰延税金資産合計 29,081

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては、安全性の高い金融資産を余資運用し、投機的な取引は行わない方針であります。運転資金及び設備投資資金の調達に関しましては、主に銀行等金融機関からの借入や新株発行等により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。債務である未払費用、未払金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済期日は最長で決算日後3年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、営業部門及び管理部門が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	130,359	130,057	△301
負債計	130,359	130,057	△301

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	507,266	—	—	—
売掛金	74,558	—	—	—
合計	581,825	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金 (1年内返済 予定を含む)	119,164	7,164	4,031	—	—	—
合計	119,164	7,164	4,031	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（１年内返済予定を含む）	—	130,057	—	130,057
負債計	—	130,057	—	130,057

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金（１年内返済予定を含む）の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル 2 の時価評価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	田口善一	—	—	当社代表取締役	(被所有) 直接 6.6 間接 5.9	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証	18,359	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は、銀行借入に対して、役員である代表取締役 田口善一より、債務保証を受けております。なお、債務保証の取引額は、保証残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

事業別	秘密分散	秘密計算	その他	合計
一時点で移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるフロー型収益 (パーペチュアルライセンス等の収益)	227,716	120,000	16,843	364,560
一定の期間にわたり移転される財又はサービス 顧客との契約から生じるストック型収益 (サブスクリプションライセンス、保守等の収益)	284,142	—	240	284,382
外部顧客への売上高	511,858	120,000	17,083	648,942

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	214,110千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	74,558
契約負債（期首残高）	177,970
契約負債（期末残高）	205,952

契約資産は、主に秘密分散ソリューションの保守サービス等に関する顧客との契約について、期末日時点の未請求のサービス利用料の対価に対する当社の権利に関連するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。なお、当社の契約資産は重要性に乏しいことから記載を省略しております。

契約負債は、主に情報セキュリティ事業に含まれるセキュリティソリューション及び保守サービス等について、顧客との契約に基づき当社が義務の履行を予定して支払いを受けた金額のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は140,121千円であります。なお、当事業年度における契約負債残高の重要な変動は、主に当社の主力ソリューションであるZENMU Virtual Driveの契約件数増加に伴う前受金の増加により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 216円77銭
2. 1株当たり当期純利益 73円77銭

(注) 2024年10月16日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

1. 公募による新株式の発行

2025年2月21日付で当社株式の東京証券取引所グロース市場への新規上場が承認されました。この上場承認により、2025年2月21日開催の取締役会にて新株式の発行を決議しております。

(1) 募集方法	発行価格での一般募集とし、岡三証券株式会社、株式会社SBI証券、松井証券株式会社、アイザワ証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、マネックス証券株式会社、むさし証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 240,000 株
(3) 払込金額	未定
(4) 払込期日	2025年3月26日
(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	2025年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(6) 発行価格	未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2025年3月17日に決定します。）
(7) 申込期間	2025年3月18日から2025年3月24日まで
(8) 申込株式単位	100株
(9) 株式受渡期日	2025年3月27日
(10) 資金使途	当社が成長事業と位置づけしている「秘密計算ビジネス」における技術開発要員、営業要員及び米国駐在要員の人件費及びこれに伴う人材採用費として、次のとおり充当する予定でございます。

2. 第三者割当増資による新株式の発行

2025年2月21日付で当社株式の東京証券取引所グロース市場への新規上場が承認されました。この上場承認により、2025年2月21日開催の取締役会において、岡三証券株式会社が行う、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、同社を割当先とする第三者割当増資による新株式の発行を次のとおり決議しております。

(1) 募集方法	第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出し）
(2) 発行する株式の種類及び数	普通株式 43,200 株
(3) 払込金額	未定
(4) 申込期日	2025年4月17日
(5) 払込期日	2025年4月18日
(6) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項	2025年3月17日に決定される予定の引受価額を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1相当額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(7) 割当方法	割当価格で岡三証券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止する。
(8) 割当価格	未定（公募による新株式の発行における引受価額と同一として、2025年3月17日に決定する予定であります。）
(9) 資金使途	当社が成長事業と位置づけしている「秘密計算ビジネス」における技術開発要員、営業要員及び米国駐在要員の人件費及びこれに伴う人材採用費として、次のとおり充当する予定でございます。

独立監査人の監査報告書

2025 年 3 月 3 日

株式会社ZenmuTech
監査役会御中

史彩監査法人		
東京都港区		
指 定 社 員	公認会計士	田和 大人
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	本橋 義郎
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	林 裕之
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社ZenmuTechの 2024 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日までの第 11 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は 2025 年 2 月 21 日開催の取締役会において、公募による新株式の発行を決議している。また、同取締役会において、オーバーアロットメントによる株式売出しに関連して、第三者割当増資による新株式の発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制および企業の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 当社が会計監査人契約を締結している史彩監査法人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、史彩監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

史彩監査法人からの監査報告を受けその結果を監査した結果、計算書類及びその附属明細書について、その内容は適正であると認めます。

2025 年 3 月 11 日

株式会社 Z e n m u T e c h 監査役会

常勤監査役 佐藤哲平 印

社外監査役 樽本 哲 印

社外監査役 轟 芳英 印

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区東新橋1-1-21 今朝ビル5階
 汐留ビジネスフォーラム
 TEL 03-6263-8960



交通 ① J R 山手線	新橋駅	銀座口より	徒歩約 5 分
② 東京メトロ 銀座線	新橋駅	2 番出口より	徒歩約 3 分
③ 都営浅草線	新橋駅	A 3 出口より	徒歩約 2 分